

東京、平 9 不57、平10.9.1

命 令 書

申立人 明治大学消費生活協同組合労働組合

被申立人 明治大学消費生活協同組合

主 文

- 1 被申立人明治大学消費生活協同組合は、申立人明治大学消費生活協同組合労働組合が申し入れた、(1)X 1 の解雇撤回後の労働条件、(2)労働協約違反の謝罪、(3)労働協約の遵守を議題とする団体交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人明治大学消費生活協同組合は、本命令書受領の日から 1 週間以内に、55センチメートル×80センチメートル（新聞紙 2 頁大）の大きさの白紙に、下記の内容を楷書で明瞭に墨書して、本部および生田食堂の従業員の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

明治大学消費生活協同組合労働組合

委員長 X 2 殿

明治大学消費生活協同組合

理事長 Y 1

当生協が、貴組合から申入れのあった、(1)X 1 の解雇撤回後の労働条件、(2)労働協約違反の謝罪、(3)労働協約の遵守を議題とする団体交渉に応じなかったことは、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注:年月日は文書を掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人明治大学消費生活協同組合は、前各項を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人明治大学消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、肩書地に本部を置き、明治大学の教職員および学生からなる組合員により組織され、本件申立時の従業員数は、正規従業員約60名、パート従業員約150名である。

生協は、本部のある明治大学駿河台校舎に本校店があり、書籍部、購買部、プレイガイドを置いている。神奈川県川崎市の同大学生田校舎に

は生田店、杉並区の同大学和泉校舎には和泉店があり、それぞれ書籍部、購買部、プレイガイド、食堂を置いている。このうち、生田校舎の食堂は、食堂（以下「生田食堂」という。）喫茶（以下「生田喫茶」という。）および教職員食堂に分かれ、和泉校舎の食堂は、食堂と喫茶（以下「和泉喫茶」という。）に分かれている。なお、生田喫茶と和泉喫茶は、「喫茶」という名称ではあるが、軽食も提供している。

- (2) 申立人明治大学消費生活協同組合労働組合（以下「労組」という。）は、昭和51年3月25日に結成され、肩書地に本部を置き、生協の従業員らで組織され、本件申立時の組合員数は26名である。
- (3) なお、生協には、労組の他に明治大学消費生活協同組合従業員組合と明治大学消費生活協同組合パート労働組合とがあり、本件申立時の組合員数はそれぞれ14名と3名である。

2 労組と生協の人事同意約款

本件当事者間では、以下のようないわゆる人事同意約款を含む労働協約が締結されている。

第16条 理事会は労組員の異動を行うときは当該者の氏名・異動職場を1週間前に労組に通知し、労組の同意を得なければならない。

第18条 理事会は労組員を懲戒に処するときは、その氏名及び事由を1週間前に労組に通知し、労組の同意を得なければならない。

3 X1の解雇撤回までの経緯と生協の団体交渉拒否回答

(1) X1の解雇について

① X1（以下「X1」という。）は、昭和50年4月21日、生協に調理師として採用され、平成6年4月からは、生田喫茶で主任として調理業務に携わっていた。また、労組には、昭和51年3月25日の結成時から加入していた。

② 生協は、平成8年10月25日、X1に対して、生田喫茶から生田食堂に配置転換する旨通知し、翌26日には労組に対し、労働協約に基づきX1の配置転換を通知したところ、労組はこれに同意した。

しかし、X1が、休暇明けの同月30日、生田食堂に出勤すると、生協理事から、その日は自宅待機をするようにとの指示を受けた。X1はこの指示に対して、労働協約に基づく同意要請がないとして抗議をしたが、結局、当日は帰宅した。また、労組もこの自宅待機に反対した。

そして、X1は、11月5日、労組書記長に伴われて生田食堂に出勤したが、生協理事らから蹴られたりして、生田食堂に入ることができなかった。

③ 11月9日、生協は、X1に対して、和泉購買部への配置転換を命ずるとともに、労組に同意を求めた。

しかし、労組は、同月15日「不同意」であると回答し、同月21日に行われた団体交渉において、生協にX1の和泉購買部への配置転換を

撤回するよう求めたが、生協は応じなかった。

- ④ 生協は、X 1 に対して、11月25日付内容証明郵便により、12月 2 日をもって解雇する旨通知した。この解雇通知には、以下の解雇理由が記載されていた。

ア 正当な理由なしに、また無届けで、継続して1週間以上欠勤した。

イ 不正の行為をして著しく従業員としての体面を汚した。

ウ 業務上の指示に正当な理由なく反抗し職場の秩序を乱した。

- ⑤ また、生協は、11月25日、労組に対して、X 1 の解雇について同意するよう要請したが、労組は、同月28日、同意しない旨表明した。

12月 4 日、労組と生協は、X 1 の解雇問題について、団体交渉を行ったが、生協から労組に対し、解雇理由の具体的な説明はなされなかった。

そこで、労組は、同月25日、当委員会にX 1 解雇問題についての団体交渉促進を求めてあっせんを申請（平成 8 年都委争第141号）した。しかし、生協が応じなかったため、あっせんは9年 1 月20日に打ち切りとなった。

- ⑥ 9年 3 月 3 日、X 1 は、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に雇用関係存在確認等請求訴訟を提起した。

(2) X 1 の解雇撤回について

上記訴訟係属中の9年 8 月25日、生協は、X 1 の解雇を撤回する旨の文書を生協掲示板に掲示した。X 1 は「解雇撤回通知」を同月29日に受け取ったが、この通知には「96年12月 2 日付解雇について、97年 8 月25日付けで撤回する。ついては、解雇撤回後の話し合いをもちたいので97年 8 月30日午後 1 時、駿河台明大生協理事会室に出頭されたい。」と記載されていた。

そして、生協は、9月 5 日の上記訴訟の第 3 回口頭弁論期日以降、裁判所に出頭せず、X 1 に対して、8 月分以降の賃金を支払っている。

(3) 本件団体交渉拒否について

- ① 労組は、X 1 に対して、この問題は労組と生協とで解決するので、前記生協からの9年 8 月30日出頭要請には応じなくてよいと指示し、他方、同月28日付で生協に対し、X 1 の「解雇撤回にともなう条件の問題」を議題とする団体交渉を申し入れた。

生協は、この申入れに対して、同月30日付けで「民事訴訟を降ろさないかぎり X 1 問題に関する貴労組との団体交渉および話し合い要求は拒否する。」と回答した。

- ② さらに、労組は、9月 3 日付で生協に「1 解雇撤回に伴う条件の問題について、2 不当労働行為、労働協約違反の謝罪、3 労働協約遵守、4 暴力行為の謝罪」を議題とする団体交渉を申し入れた。

これに対して、生協は、同月 5 日付で労組に「8 月30日付で回答したとおりであり、9月 3 日付貴労働組合およびX 1 からの団体交渉は

拒否する。」と回答し、X 1 には、同日付で「1 9月16日より和泉購買部での就労を命ずる。2 生田食堂部への就労は認めない。」と記載した「就労に関する指示」と題する文書を郵送した。

4 本件申立ておよび申立後の経過と東京地裁の判決

- (1) 労組は、9年9月10日付で、上記9月3日付で申し入れた団体交渉の議題に、新たに「就労に関する指示について」を加え、X 1の解雇撤回後3回目となる団体交渉を申し入れた。これに対し、生協は、本件申立ての当日である9月11日、以前と同様に団体交渉を拒否すると回答した。
- (2) 労組は、9月11日、上記の生協の対応が団体交渉拒否にあたるとして、ア X 1の解雇撤回に伴う条件の問題について、イ 労働協約違反の謝罪について、ウ 労働協約遵守についてを議題とする団体交渉に応じることおよび謝罪文の掲示・交付を求めて、当委員会に対し本件申立てを行った。
- (3) 9年10月7日にX 1は、東京地裁に就労場所確認請求訴訟を提起したが、生協は、この訴訟の口頭弁論期日には出頭せず、答弁書などの書面も一切提出しなかった。
- (4)① 生協は、9年10月22日付で労組に「貴労働組合執行委員会のこの間の反生協活動について」を議題とする団体交渉を申し入れた。これに対し、労組は、同日付申入書で「労組執行委員会の反生協活動」の具体的事実を明らかにするよう求めた。そこで生協は、10月27日付で「労組執行委員会の反生協活動」の具体的事実について回答した。その内容は、X 1は生田喫茶で古い肉を塩水で洗って使ったことに反対した同喫茶のパート従業員を追い出したにもかかわらず「不正行為など行っていない」と居直った、このような人間である同人を生田食堂に就労させることを強要するための就労場所確認請求訴訟の提起自体が反生協活動であるというものであった。
- ② 労組が、この回答に対して再度確認したところ、生協は、11月6日付で、労組が申し入れた議題による団体交渉を受けることはやぶさかではないと言いつつも、あくまで「反生協活動」の具体的事実を明確にするよう求めるのであれば、団体交渉の場において「詰問」もすれば「反生協活動の一切の中止」も求める所存であると回答した。また、生協は、同文書に、ア 労組はX 1の労働条件等の問題については訴訟で協議したいとしたこと、イ X 1の生田食堂への就労問題は、8年11月21日の団体交渉で決裂し決着済みであるなどとする団体交渉拒否理由を記載した。
- ③ さらに、生協は、11月12日付で労組に対し、生協の申し入れた団体交渉に応じるか否か明らかにされたいと応答を求めた。その上で生協は、労組が生協の申し入れた団体交渉に応じる用意がないということならば、生協は労組の申し入れた議題による団体交渉を受けるとも表明した。

- ④ この表明を受けて、労組は、11月26日付で生協に対し、議題について疑問があるので議題を明確にされたい、また、団体交渉を労組への「詰問」「封殺」の場とすることは認められないと申し入れた。
- (5) 労組は、9年12月16日付で生協に、団体交渉開催の前提として「1 不当労働行為及び労働協約違反の謝罪、2 労働協約遵守、3 暴力行為の謝罪」について回答を求め、その上で「X 1 労組員の解雇撤回にともなう条件」を議題とする4回目の団体交渉を申し入れた。
この申し入れに対して、生協が応諾した事実はない。
- (6)① 東京地裁は、9年12月16日、X 1 の提起した前記就労場所確認請求訴訟について、X 1 の就労場所は生田食堂であることを確認するとの判決を行った。
- ② また、東京地裁は、12月19日、前記雇用関係存在確認等請求訴訟の判決を行った。その内容は、ア X 1 の労働契約上の地位確認については、生協が解雇を撤回しているため訴えの利益がないとして却下し、イ X 1 の請求した未払い賃金の支払いについては、生協がすでに支払った9年8月分および9月分を除く8年12月分から9年7月分について支払うよう命じ、ウ 9年10月分以降の将来の賃金の請求については、すでに解雇が撤回され同年8月分および9月分の支払いがなされているため訴えの利益がないとして却下するものであった。
- ③ 上記両判決は、生協が控訴しなかったため、いずれも10年1月に確定した。
- ④ なお、生協は、就労場所確認請求訴訟の判決後も、X 1 の就労場所は和泉購買部であるとして、X 1 を生田食堂に復帰させていない。

5 本件審査への生協の対応

生協は、9年10月3日付で、当委員会事務局あて、労組との団体交渉には一切応じるつもりはないので、調査・審問にも出席しないとの文書を郵送してきたのみで、当委員会の出頭の求めをすべて拒否し、何ら具体的主張・立証を行わなかった。

第2 判断

1 申立人の主張

- (1) 生協が、民事訴訟を取り下げること団体の交渉の条件としたことは、団体交渉に極めて不当な条件を付したものであり、不当労働行為にあたる。
- (2) 生協は、9年10月22日以降、労組の「反生協活動」を追及するとして団体交渉を申し入れ、あるいは、労組の団体交渉を受けると表明したりしているが、これは東京地方労働委員会に出席することなく救済命令から逃れることを目的としたものであり、また、団体交渉の場において労組を「詰問し、活動を封殺」する場にしようとの意図のもとになされたもので、誠実に団体交渉を実現しようとしたものではない。

また、生協は、同年12月16日付団体交渉申し入れに対して、何らの対応

もせず、団体交渉も実現していない。

2 当委員会の判断

生協は、答弁書その他の準備書面を提出せず、さらに、当委員会の調査開始通知及び審問開始通知を受けながら、本件の調査・審問期日にも一切出頭しなかった。また、生協は、本件使用者側参与委員から審査手続きに応じるよう説得されたにもかかわらず、これをも拒否した。このため、本件審査手続きに現れた資料の範囲内で、生協の団体交渉拒否交渉が正当な理由に基づくものか否かを判断する。

- (1) 労組が生協に対し、X 1 の解雇が撤回されたことを受けて、同人の解雇撤回後の労働条件等を議題とする団体交渉を申し入れたことは、生協が、X 1 の解雇に先立って、同人を生田食堂から調理師としての技能を何ら生かせない和泉購買部に配置転換したこと、労組が労働協約上の人事同意約款に基づき生協のかかる措置に同意しない旨意思表示をし、生協がこれを無視して上記配置転換を強行した経緯に照らせば、しごく当然なことであり、生協は労組の上記申入れに応じて X 1 の解雇撤回後の労働条件等について真摯に労組と協議を行うべきであった。
- (2) ところが、生協は、X 1 が訴訟を取り下げないことを理由として、上記団体交渉を拒否した(第 1、3(3)①②)。しかしながら、生協が X 1 の解雇を撤回したのが 9 年 8 月 25 日、労組が X 1 の解雇撤回後の労働条件等を議題とする団体交渉を申し入れたのがその直後の同年 8 月 28 日および 9 月 3 日であったことからすれば、その時点で X 1 が訴えを取り下げないとしても、生協は、これをとらえて団体交渉を拒否することなく、むしろ団体交渉の場で生協自ら X 1 の提起した訴訟の取り扱いを發議しても特段不都合はないのであるから、X 1 が訴訟を取り下げないとして団体交渉を拒否したことは正当な理由に基づくものとは言えない。
- (3) また、生協は、団体交渉拒否理由として、労組が X 1 の労働条件等の問題は、訴訟の場で協議したいとしたことを挙げている(第 1、4(4)②)。しかしながら、この点について生協は、労組が何時、どのような場でこのような発言をしたのか等について何ら具体的な疎明を行ってない。そして、仮に、労組が、上記のような発言を行ったとしても、生協は、X 1 が提起した雇用関係存在確認等請求訴訟においては 9 年 9 月 5 日の第 3 回口頭弁論期日以降裁判所に出頭せず(第 1、3(2))、さらに X 1 が提起した就労場所確認訴訟に対しては応訴の手続きも一切とらなかった(第 1、4(3)) のであるから、訴訟の場で協議のしようがないことは明らかであり、労組からの団体交渉申入れに対し、上記のような理由でこの団体交渉を拒否することは失当であると言わざるをえない。
- (4) さらに、生協は、X 1 の生田食堂への就労場所問題は、8 年 11 月 21 日に行われた団体交渉が決裂したことにより決着済であるとしている(第 1、4(4)②)。

しかし、8 年 11 月 21 日の団体交渉は、X 1 の解雇問題が起こる以前の、

同人に対する生田食堂から和泉購買部への配置転換問題であるから（第1、3(1)③）、議題を異にするものである。

したがって、生協が、8年11月21日の団体交渉を引合いに出してX1の就労場所問題は決着済みであるとするのは失当であり、本件団体交渉を拒否する正当な理由になるとは認められない。

のみならず、生協がX1に対し、同人の解雇撤回後の就労場所は和泉購買部であり、生田食堂への就労は認めないとの9年9月5日付「就労に関する指示」を行ったことから（第1、3(3)②）、X1が東京地裁に就労場所確認請求訴訟を提起したところ、同地裁は、X1の請求を認容し、同人の就労場所は生田食堂であることを確認すると判決し、被告生協が控訴しなかったため同判決は確定したという本件申立後の重要な事実が存在する（第1、4(6)①③）。しかしながら生協は、X1を生田食堂に復帰させていない（第1、4(6)④）。

こうした経緯をみれば、生協は、上記判決がなされた新たな状況を踏まえ、労組の申入れに応じて団体交渉に臨み、X1の解雇撤回後の労働条件問題の抜本的解決にあたるべきが一層必要であるというべきである。

- (5) なお、本件申し立てられた後、生協は、労組に対し、「労組執行委員会の反生協活動について」を議題とする団体交渉を申し入れたり、労組の議題による団体交渉を受けることはやぶさかではないと回答したりしている（第1、4(4)①②）。

しかし、「労組執行委員会の反生協活動について」という議題は、労組が要求するX1の労働条件に関する議題と何ら対応していない。また、生協が、労組の団体交渉を受けると回答した後の労組の9年12月16日付団体交渉申入れに、何らの回答もしていないこと（第1、4(5)）をも考え合わせると、生協には労組が申し入れた議題について実際に団体交渉を行う意思があったものとは認めることはできない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、生協が、労組の申し入れた、(1)X1の解雇撤回後の労働条件、(2)労働協約違反の謝罪、(3)労働協約の遵守を議題とする団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成10年9月1日

東京都地方労働委員会
会長 沖野 威 ㊟